

議題2 「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」に規定する事務を本人確認情報の利用事務に追加する場合にあっては、千葉県個人情報保護審議会への報告事項とすることについて

1 諮問理由

「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（以下「住基条例」という。）」の改正を行い、「本人確認情報の利用事務」を追加する場合には、平成24年7月12日付け答申を受け、千葉県個人情報保護審議会への諮問を行っているところである。

しかし、当時、想定していなかった「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「番号条例」という。）」を根拠とした「個人番号独自利用事務」については、その事務処理上、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を利用する必要があり、「本人確認情報の利用事務」の追加を行わざるを得ないケースが生じている。

「個人番号独自利用事務」に係る「本人確認情報の利用事務」の追加については、従来の「本人確認情報の利用事務」の追加と異なる側面があるため、改めて検討を行うものである。

2 検討内容

番号条例改正に伴った「本人確認情報の利用事務」について、追加する場合の「妥当性」、「必要性」、「運用上のリスク」について下記のとおり検討を行った。

(1) 追加する事務の「妥当性」

「本人確認情報の利用事務」で追加する「個人番号独自利用事務」は、番号法で規定する事務の範囲内であり、かつ、国の個人情報保護委員会への届出を経るため、「本人確認情報の利用事務」の内容の妥当性については担保されている。

(2) 追加する事務の「必要性」

個人番号を確認する手段として、住基ネットを利用できないと事務に支障が生じるため、住基条例を改正して「本人確認情報の利用事務」を追加する必要がある。

(3) 追加する事務の「運用上のリスク」

番号条例改正に伴う「本人確認情報の利用事務」の追加であっても、これまでと同様の適切な保護措置（操作者の研修、監査）をとることにより、実質的に大幅なリスク増加はないものとする。

3 諮問の方向性

「個人番号独自利用事務」については、住基ネットが利用できないと事務に支障が生じるものであり、事実上、住基ネットを利用させる以外の選択肢がないことから、「本人確認情報の利用事務」の追加について、今後は千葉県個人情報保護審議会への諮問事項ではなく、報告事項とすることにしたい。

なお、操作者の指定をする場合は、追加する事務の内容を十分に精査した上で必要最小限の人数とする。

4 報告の内容

「個人番号独自利用事務」及び「本人確認情報の利用事務」の概要について、過去の諮問案件と同様に下記事項についての報告を行う。

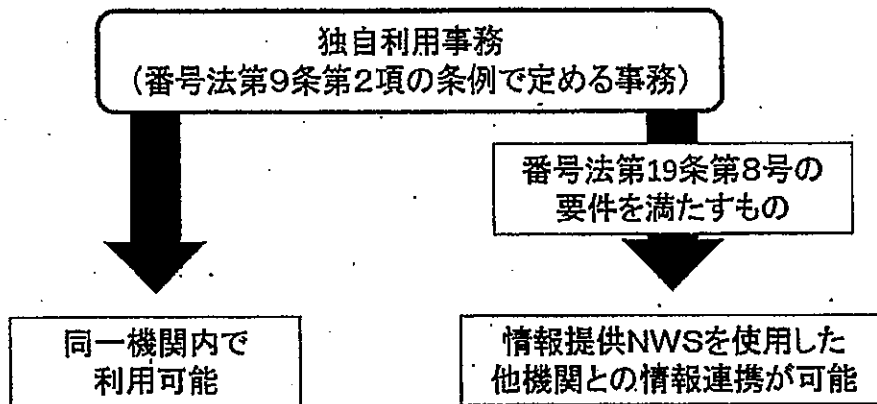
- (1) 改正理由
- (2) 追加する事務
- (3) 事務の概要
- (4) 住基ネット利用者所属及び操作者
- (5) 住基ネット操作者増加数
- (6) 住基ネット利用件数（見込み）
- (7) 利用端末機
- (8) 新たな端末機の設置有無
- (9) 一括提供での検索予定有無
- (10) 住基ネットを利用する場面
- (11) 県民からの意見募集について
- (12) 上程議会（予定）
- (13) 施行日（予定）

5 報告の時期

原則として、住基条例案の上程前に報告を行う。

なお、報告時に千葉県個人情報保護審議会から意見等があった場合は、対応策について、後日、改めて報告を行う。

(1) 独自利用事務に係る情報連携について① (番号法第19条第8号)



【参考】番号法第9条第2項(抄)

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保険、地方税(中略)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

1

(1) 独自利用事務に係る情報連携について② (番号法第19条第8号)

番号法第9条第2項の事務のうち、法定事務に準じたものとして以下の要件を満たす事務は、番号法第19条第8号に基づく委員会規則で定める届出を行うことにより、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用して他機関との情報連携が可能

○独自利用事務の趣旨又は目的が、法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。

○その事務の内容が、法定事務の内容と類似していること。

このとき、情報連携を行う機関、連携される情報は以下のとおり

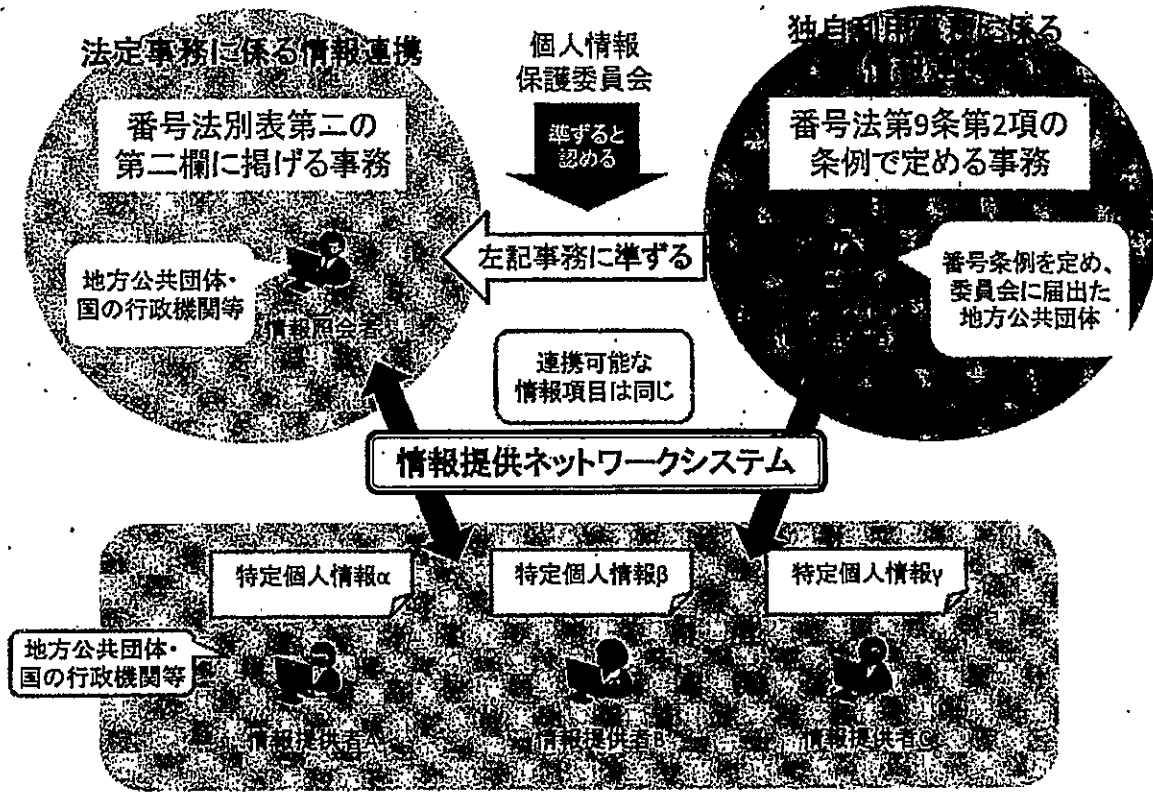
○情報照会者: 地方公共団体の長その他の執行機関

○情報提供者: 法定事務における情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれか

○連携される特定個人情報: 法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部

2

(1) 独自利用事務に係る情報連携について③
(番号法第19条第8号)



総行住第174号
平成27年11月16日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める
省令の一部を改正する省令について (通知)

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令(平成27年総務省令第94号)が、本日公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)附則第1条第4号に掲げる施行の日(平成28年1月1日)から施行されることとなりましたので、貴職におかれては、下記の事項につき、貴都道府県内の市区町村に周知願います。

記

第1 題名の改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。)の施行による住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の一部改正により、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じて本人確認情報を照会できる事務を規定した別表について、別表第一から別表第五までに加え、新たに別表第六が新設されたため、別表事務の詳細規定について委任を受けている住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令(平成14年総務省令第13号。以下「住民基本台帳法別表省令」という。)の題名を「住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令」に改めたこと。

第2 本則の改正について

番号利用法整備法の施行による住民基本台帳法の一部改正により、番号利用法別表第一に規定されている個人番号が利用できる事務の遂行に当たって必要となる本人等から提供された個人番号の真正性の確認等を、住基ネットを通じて可能とするために

番号利用法別表第一の事務を住民基本台帳法別表第一から別表第六までにも原則規定されたところであり、それらの事務の詳細について今回の改正により、住民基本台帳法別表省令に規定したこと。

第3 附則（施行期日）について

番号利用法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行すること。

住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティについて

本人確認情報を保護するためのセキュリティ対策は制度面、技術面、運用面の3つの側面から構成されている。

(1) 制度面（住民基本台帳法で措置）

- ◆住民基本台帳のうち、本人確認情報のみ保有
- ◆利用・提供は、法律又は条例に定める事務に限定
- ◆職員等の秘密保持を義務付け
- ◆秘密の漏えいに対する刑罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

(2) 技術面（技術的基準をもとにシステム整備）

- ◆ファイアウォールの設置
- ◆専用回線によるネットワーク
- ◆通信データの暗号化
- ◆生体認証による使用確認
- ◆アクセス記録保存

(3) 運用面（千葉県における対応）

- ◆基準を策定し運用
 - ・セキュリティ対策規程
 - ・情報資産管理要領
 - ・照合情報、照合ID、操作者ID及び構成機器のパスワード管理要領等
- ◆緊急時対応計画書を策定し訓練を実施
- ◆セキュリティ対策の遵守状況等をセキュリティ対策会議で確認、審議
- ◆人的対策を実施
 - ・端末機担当者会議
 - ・操作者研修
 - ・自己点検
 - ・監査（現地確認）

報告 本人確認情報の利用事務の追加に係る「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」の改正について
(に関する事務)

1 改正理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」が改正施行されることに伴い、個人番号を利用する事務が追加され、申請者等に係る等の添付書類が省略される予定である。事務の実施機関において、申請者等に係る個人番号等の真正性を確認する手段を確保するため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務の追加を行う。

2 改正内容

(1) 追加する事務

に関する事務

(2) 事務の概要

に関する事務。の
において、住基ネットを利用する。

3 住基ネットの利用について

(1) 住基ネット利用者所属及び操作者

課の職員

(2) 住基ネット操作者増加数

～名程度

(3) 住基ネット利用件数（見込み）

年間約件程度

(4) 利用端末機

の端末機を利用

(5) 新たな端末機の設置有無

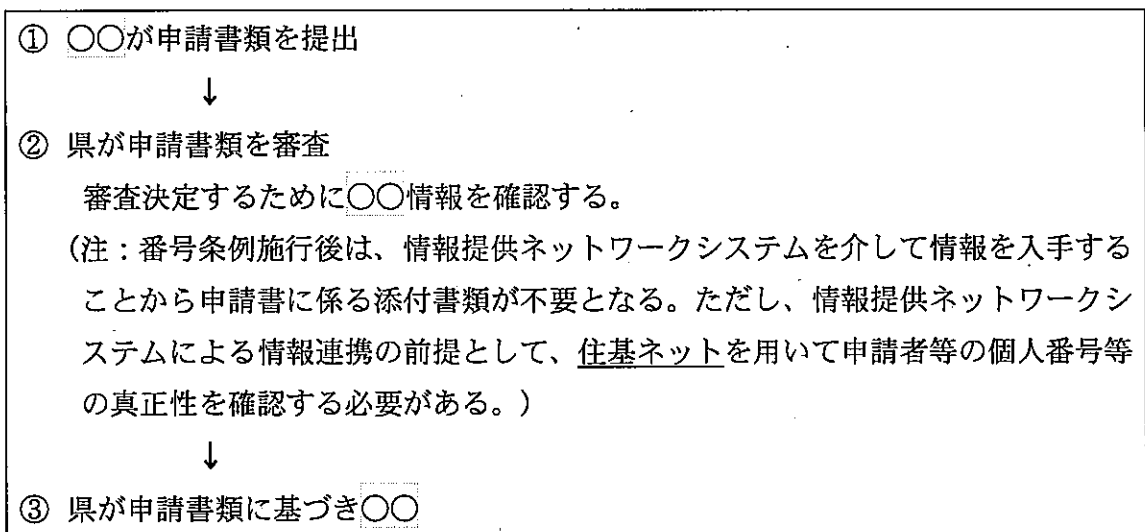
(6) 一括提供での検索予定有無

(7) 住基ネットを利用する場面

〇〇が〇〇を行う際に、〇〇の添付書類が必要となるところであるが、番号条例の施行後は、国の情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携が行えることから、添付書類の省略が可能になる。

情報提供ネットワークシステムを介した他機関との情報連携にあたっては、前提として、〇〇の個人番号等の真正性について確認する必要があるため、住基ネットを利用して本人確認情報の提供を受けるものである。

<事務フロー>



4 県民からの意見募集について

平成〇〇年〇月〇日 (〇) ～平成〇〇年〇〇月〇〇日 (〇)

5 上程議会 (予定)

平成〇〇年〇月議会

6 施行日 (予定)

平成〇〇年〇月〇日